

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	13 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 2 月まで  
② 昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月まで

申立期間①については、私が学生で 20 歳になったころ、私の母親が私の将来を考えて私の国民年金の加入手続を行い、私が就職して厚生年金保険に加入するまでの間の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、私が結婚した後、私の妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、自分自身も国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと思われる。

また、申立期間当時、申立人の母親と同居していた申立人の兄は、申立期間①の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、申立人の妻が、夫婦の国民年金の加入手続を行った後に、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人が結婚した後の申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間②の保険料は、過年度納付によることとなること、及び申立人が居住していた地域においては保険料の集金人制

度は同年3月に廃止されていたことから、集金人に納付することはできない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も、申立期間②のうち国民年金加入期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月から同年 9 月までの期間及び 40 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から同年 9 月まで  
② 昭和 40 年 4 月から 50 年 3 月まで  
③ 昭和 55 年 4 月から同年 5 月まで  
④ 昭和 59 年 12 月から 60 年 1 月まで

私は、時期は覚えていないが、区役所から「今なら、未納の保険料が特例納付で納めることができる。」という手紙が来たので、未納となっていた私と夫の国民年金保険料を全部さかのぼって一括納付した。

当時は、夫が会社を経営していたので、私と夫の二人分の保険料 20 万円から 30 万円くらいをまとめて、一度に納付することには問題がなかったので、納付したはずである。

夫婦一緒に納付したにもかかわらず、夫の保険料は納付済みとされているが、私の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得がいかない。

申立期間③及び④についても保険料は、夫の分と一緒に納付していたと思うので、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、時期は明確ではないものの、区役所から国民年金保険料の特例納付の案内が送付されたことや夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したことを鮮明に記憶している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 6 月に夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人及び申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったのは、同年 4 月ごろと推

認でき、かつ、申立人の夫は、36年4月から48年3月までの国民年金保険料を50年12月まで実施されていた第2回特例納付により納付し、48年4月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが、申立人の夫の特殊台帳から確認できることから、申立人の夫は、50年4月から同年12月までの間に、特例納付等を行ったものと考えられ、申立人が同時期に夫と一緒に保険料をさかのぼって納付したとしても特段不合理な点はみられない。

さらに、申立人が申立人の夫と一緒に納付したとする保険料額は、申立人の夫がさかのぼって納付した保険料額と申立人が申立期間①及び②の保険料をさかのぼって納付した場合の保険料額の合計金額と大きな相違はなく、申立人の夫の当時の職業柄、納付する資力を十分に有していたものと考えられる。

2 一方、申立期間③及び④について、申立人は、申立人及び申立人の夫の保険料と一緒に納付したと主張しているが、申立期間③及び④の保険料はその夫も未納とされている。

また、申立人は、申立期間③及び④当時は、2か月くらい入院していたことなどもあるので、納付していない時もあったかもしれないと述べている。

さらに、申立人が、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月から同年9月までの期間及び40年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 9 月から 39 年 6 月までの期間、42 年 1 月から 43 年 1 月までの期間及び 45 年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月から 39 年 6 月まで  
② 昭和 42 年 1 月から 43 年 1 月まで  
③ 昭和 45 年 5 月から 46 年 4 月まで  
④ 昭和 46 年 10 月から 50 年 11 月まで

昭和 50 年 12 月ごろ、母と一緒に国民年金の特例納付の手続をした。金額が大きかったため、一度に払うことは難しかったので、納付書を何枚か作ってもらったことを覚えている。母の記録は 60 歳まですべて納付済みになっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する領収書から、申立人は申立期間より前の昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの合計 26 か月分の国民年金保険料を第 2 回特例納付により納付したことが確認できるが、当該期間は本来国民年金に加入できない厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金支給済み）であることが判明したため、重複期間の保険料は平成 5 年 7 月に還付されている。

しかしながら、申立人は、昭和 50 年に、第 2 回特例納付において、36 年 4 月から 38 年 5 月まで 26 月分の保険料を納付した記録となっているものの、当該期間は、厚生年金保険の被保険者期間であり、特例納付の対象期間でなかったことを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった申立期間①、②及び③のうち 45 年 5 月から同年 7 月までの期間（合計 26 か月）を納付したものと考えるのが相当である。

2 一方、申立期間③のうち、昭和 45 年 8 月から 46 年 4 月までの期間及び④については、その大半の期間は、申立人は国民年金の任意加入者とされており、保険料を特例納付することができない期間である。

また、申立人は、複数枚の納付書を作成してもらったと主張しているところ、申立人の母親は、申立人が国民年金の加入手続を行う以前から複数回、特例納付により保険料を納付していたことが認められるものの、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、第 2 回特例納付の実施期間の最後の月であったことから、申立人が同月内に複数回の特例納付を行ったとするのは不自然である。

さらに、申立人が加入手続を行い、かつ特例納付を行った昭和 50 年 12 月を起点として、申立人が 60 歳になる平成 10 年 9 月までの月数と、現に特例納付を行っている昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの月数を合計すると、ちょうど申立人の年金受給資格に必要な 300 か月になることから、申立人は加入手続を行った 50 年 12 月から保険料の納付を開始し、その時点で年金受給資格に不足する 26 か月分の保険料を 36 年 4 月から 38 年 5 月までの保険料として特例納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人は、申立期間③のうち昭和 45 年 8 月から 46 年 4 月までの期間及び申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 9 月から 39 年 6 月までの期間、42 年 1 月から 43 年 1 月までの期間及び 45 年 5 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から61年3月まで

私は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳まで国民年金保険料を納付した。ねんきん特別便が届き、国民年金に加入していない期間があることが分かったが、保険料はずっと納付しており、国民年金の加入を途中でやめた記憶もなく、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳まで国民年金保険料を納付しており、国民年金の加入を途中でやめた記憶はないと主張しているところ、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更はなく、収入も安定していたと認められることから、申立人が申立期間のみ任意加入の資格を喪失する特段の理由はなく、申立期間について国民年金に未加入で保険料を納付していないとされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者となった時に、保険料を納付する必要がないと喜んだことを記憶していると述べており、かつ申立人の夫も申立人から国民年金の任意加入の資格を喪失した話を聞いたことがないと証言しているなど、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、国民年金制度発足前の昭和35年12月に任意加入手続を行っていることが確認でき、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意欲が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月から56年5月まで

私は、昭和55年8月に会社を退職してからしばらくして、国民年金に任意加入した。

加入手続後は、自宅に納付書が送られてくるようになったので、納付書を持って金融機関や郵便局で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、昭和55年12月に国民年金に任意加入していることが確認でき、加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、加入手続後は納付書が送られてくるようになったので、納付書を持って金融機関や郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、納付書が発行されていたことが確認できるとともに、申立人の夫は、「当時、妻から国民年金に任意加入し、保険料を納付していると聞いた。」旨証言している。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、保険料を前納しているなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 2130

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月及び同年9月

私は、申立期間当時、金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間について、妻の保険料のみが納付済みで私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の期間の国民年金保険料が長年にわたりほとんど納付済みとなっていることから、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立人が妻の分と一緒に金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の保険料の納付行動は同様であること、及び申立人の妻は申立期間の保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時も実在しており、保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、その記憶は具体的かつ鮮明であり、申立内容には信憑性<sup>びよう</sup>が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和年 58 月 4 月から 59 年 3 月まで

私は、私の両親と友人に勧められ、昭和 54 年に区役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料は、私が納付書により郵便局や金融機関で未納がないように納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付書により郵便局や金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた区においては、納付書により郵便局及び金融機関で保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、申立期間前後の期間は納付済みとなっており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、60 歳以降も国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金保険料はほとんど納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれ、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の友人については、申立人が加入する前に既に加入し申立期間を含む保険料をすべて納付していることが確認できるとともに、その友人は、「申立人と一緒に郵便局や金融機関で納付書により保険料を未納がないように納付していた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

私は、国民年金に加入した当初から、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間当時も、付加保険料とともに保険料を集金人に納付した。また、払い忘れたとしてもその時は必ず納付書などにより納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付していたが、集金人に保険料を納付することができなかった時は、納付書により保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立期間について、申立人に対して過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納していることを考え併せれば、申立期間の保険料を納付していたとしても、特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は、任意加入中であり、かつ2か月と短期間である。

2 一方、申立人の特殊台帳によると、申立期間について、申立人に対して過年度納付書が発行されていることが確認できるが、付加保険料は定額保険料を納期限内に納付した場合に納めることができるものであることから、申立期間について、申立人が、付加保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 6 月  
③ 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
④ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 36 年に区役所の集金人に勧められて、夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一緒に、最初のうちは集金人に納付し、途中からは区役所内の銀行で納付した。

子供の大学入学の時期に、国民年金保険料の申請免除をしたが、その後追納した。それ以外の期間についても保険料を納付していると思うので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人及び申立人の夫の国民年金保険料の納付記録をみると、ほぼ同様の記録となっており、夫婦は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人及び申立人の夫が保険料の納付を始めた昭和 40 年 4 月から申立期間②の直前の 56 年 5 月までの夫婦の保険料はすべて納付済みとされており、申立期間③については、直後の昭和 58 年度の国民年金保険料は追納されており、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、夫自身の同年度の保険料を昭和 59 年 10 月に追納し、同時期に過年度納付することが可能であった 57 年 7 月から 58 年 3 月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立人の

夫が、申立期間③のうち 57 年 7 月から 58 年 3 月までの保険料を一緒に納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立期間④についても、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、昭和 59 年 11 月に、同年 4 月から 60 歳に到達した同年 10 月までの夫自身の保険料を納付していることが確認できるが、その時点において、申立人は未だ 60 歳に到達しておらず、昭和 59 年度の保険料は納付することが可能であり、納付することができるにもかかわらず、申立人の夫が、一緒に納付しないのは不自然である。

2 一方、申立人は、昭和 36 年に夫婦一緒に国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用により昭和 42 年 10 月に払い出されており、その時点において、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①、②及び③のうち昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も未納とされており、この期間については、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を130円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月15日から同年9月1日までの期間については厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を130円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年8月29日から19年10月1日まで  
② 昭和19年10月1日から20年5月15日まで  
③ 昭和20年5月15日から同年9月1日まで

私は、昭和14年3月にA社に現場見習いとして入社し、工場の現場勤務をしたあと、工場長のB役として事務の仕事をしていた。その後19年12月に徴兵が決まり、20年2月ごろにCに疎開していた母親を訪ねたが、その際にも退職はしていない。その後、20年5月に海軍に入団し、終戦後は会社に戻らなかったため、退職日は明確ではないが、A社に在職していたことは間違い無い。当時撮影した写真もあるので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年

金保険被保険者名簿から、申立人が少なくとも昭和19年2月まではA社において、健康保険の被保険者であったことが確認できる。

また、厚生労働省社会・援護局が発行した軍歴証明書では、昭和20年5月15日の軍隊入籍時に申立人が「事務員」であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の出来事を詳細に記憶しており、これらの記憶は同僚の証言ともおおむね一致する。

加えて、申立人が記憶する女性事務員は昭和17年4月1日にA社に入社し、19年10月1日（公的年金制度の改正により、事務職及び女性まで適用範囲が拡大された日）に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、同日以前から在職していた事務員については、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和19年2月1日の記録から130円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、厚生労働省社会・援護局が発行した軍歴証明書によると、昭和20年5月15日の入籍時に申立人が「事務員」であったことが確認できる上、同年2月24日に入隊した同僚から聴取したところ、19年当時、申立人が在職していたことを証言し、「当時、A社の社員は、家族が疎開している場合には軍隊の入隊前に家族の疎開先に行くことはあったが、その場合にも退職することはなかった」と証言しているほか、別の同僚からも「戦争に行くことを理由にA社を退職することは絶対になかった」旨の証言があることから、申立人が申立期間③に、A社に在籍していたことが認められる。

また、厚生労働省社会・援護局が発行した軍歴証明書により、申立人が昭和 20 年 5 月 15 日に海軍に召集され、同年 9 月 1 日に解員（復員）したことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、申立人の厚生年金保険加入記録は確認することができない。

しかしながら、当該期間は海軍に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格がなかったとは考え難い。さらに、申立人と一緒に A 社に入社した学校の同級生 4 名は、兵役期間中も含めて、終戦後まで同社において厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

また、申立期間③について、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 の規定により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間③について、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 19 年 2 月 1 日の記録から 130 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人は、「昭和 14 年 3 月に A 社に入社し、当初は工場の現場に勤務していたが、入社後 3 年ぐらいからは工場の事務系の仕事に変わった」と述べている上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄の備考には「事務」と記載されていることが確認できることから、当時、申立人は、事務系の仕事に変更されたことから労働者年金保険法の強制被保険者ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A社C支店で昭和48年3月31日に資格喪失し、同社D支店で同年4月1日に資格取得となっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、この期間は同社C支店に勤務していた期間である。平成12年1月末日に同社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した、人事記録及び雇用保険の加入記録並びに健康保険資格喪失証明書の写しから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年2月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付していないことを認めており、また、事業主が保存していた、申立人の申立

期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 48 年 3 月 31 日となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年6月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年7月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年6月から同年9月までは3万円、41年10月から42年7月までは4万8,000円、42年8月から43年6月までは5万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月21日から43年7月1日まで  
私は、昭和41年5月ごろから43年までの期間、A社で荷役として勤務していた。41年5月分から43年6月分までの給与明細書を所持しており、41年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和41年6月10日から43年7月25日までの期間については、申立人と同姓同名で生年月日の異なる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者原票が確認できる。

また、申立人が所持する昭和41年6月分から43年6月分までの給与明細書から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる上、同明細書に記載された厚生年金保険の控除額から確認できる標準報酬月額の変遷がこの厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額の変遷と一致する。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和41年6月10日に被保険者資格を取得し、43年7月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事

務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する被保険者原票から昭和41年6月から同年9月までは3万円、41年10月から42年7月までは4万8,000円、42年8月から43年6月までは5万6,000円とすることが必要である。

## 神奈川県厚生年金 事案 907

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月21日から同年11月1日まで  
社会保険事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和45年11月1日とされているが、同年8月21日から勤務しており、保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、採用辞令、給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和45年8月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格取得日について、昭和45年8月21日として届け出るべきところを同年11月1日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月16日から同年8月19日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和20年1月16日、資格喪失日に係る記録を同年8月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月16日から同年8月30日まで

私は、昭和17年4月からA社に勤務していたが、20年1月16日に同社C製作所から同社B製作所へ転勤を命じられた。B製作所では、同年8月30日に解散式があるまで、設計部門に所属していた。

社会保険庁の記録では、昭和20年1月16日から同年8月30日までの期間における厚生年金保険の加入記録が無いが、この期間についても当該製作所に引き続き勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月からA社に勤務し、昭和20年1月16日に同社B製作所に転勤となり、同年8月30日まで同製作所において、設計部門で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、当該事業所において、申立人の被保険者記録は確認できず、当該事業所に係る被保険者名簿も、社会保険事務所に保管されていない。

しかし、同僚の証言及び申立人のA社B製作所の業務内容や解散式などの具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人が同様の業務についていたと記憶している同僚は、被保険

者名簿が保管されていないにもかかわらず、昭和 20 年 8 月 19 日まで当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

一方、社会保険事務所においては、A社B製作所だけではなく、申立期間に存在した他の複数の事業所に係る被保険者名簿についても保管されていない。このことについて、管轄の社会保険事務局によると、「被保険者名簿が消失している原因については不明である。」と回答している。しかしながら、申立期間当時の社会保険事務所（当時は保険出張所）の所在は、現在のD市E町及びF町の辺りであったが、同地区は、大空襲により、甚大な被害を受けたことがD市の市史編集室が提供した資料等により確認できる。これらの事情を考え合わせると、被保険者名簿は戦災により消失したものであると推認される。

また、A社は昭和 22 年 7 月にG社に社名変更しているが、当該社会保険事務所にはG社B製作所の被保険者名簿が存在する。同被保険者名簿について、管轄の社会保険事務局では、「昭和 24 年 5 月 1 日に同社に在籍していた者を対象に作成したものであると思われる。」と回答しており、A社B製作所の被保険者名簿を復元した様子はいかかである。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 1 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対し行ったと認めるのが相当であり、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が 20 年 8 月 19 日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 神奈川県厚生年金 事案 909

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年5月から34年9月までは5,000円、34年10月から35年9月までは6,000円、35年10月から36年9月までは、8,000円、36年10月から同年11月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月6日から36年12月1日まで  
社会保険事務所に年金受給の相談をしたところ、厚生年金保険の記録では、A社での資格取得日が昭和36年12月1日になっている。

私は、当時、A社の社長の知人の紹介で中学卒業後、昭和33年5月に同社に正社員として就職し、寮のまかないの仕事や工場、販売の手伝いをしていたので、申立期間を被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社においてB職であった現在の事業主は「申立人は、申立期間に勤務していたと思う」旨の証言をしている。

また、A社の複数の同僚が「申立人は勤務していた。中学校を卒業したてでまだ、子供であった」旨の具体的な証言をしている。

さらに、A社の現在の事業主は、申立期間当時について、「会社の方針で試用期間は無く、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤

務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 36 年 12 月の記録及び同僚の記録から判断すると、33 年 5 月から 34 年 9 月までは 5,000 円、34 年 10 月から 35 年 9 月までは 6,000 円、35 年 10 月から 36 年 9 月までは 8,000 円、36 年 10 月から同年 11 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、仮に、申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、4 回にわたり厚生年金保険被保険者報酬月額基礎届及びこれに基づく定時決定を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和 36 年 12 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 5 月から 36 年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 910

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年4月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月27日から同年5月11日まで

社会保険庁の記録ではA社での厚生年金保険の資格取得年月日が昭和45年5月11日となっているが、厚生年金保険被保険者証の初めて資格を取得した年月日は同年4月27日になっているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している厚生年金保険被保険者証には、「はじめて被保険者となった日」が昭和45年4月27日と記載されている。

また、申立人が保管している厚生年金基金加入員証の資格取得日も昭和45年4月27日であることが確認できる。

さらに、B基金が保管するA社の厚生年金基金加入員資格取得届においても、申立人が昭和45年4月27日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同基金は、「被保険者資格取得届は厚生年金保険と複写式であった」と述べている。

加えて、A社から提出のあった入退社実績表により、申立人は昭和45年4月27日に同社に入社し、申立期間に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が同社において昭和 45 年 4 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金加入員資格取得届から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

## 神奈川県厚生年金 事案 911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月31日から同年10月1日まで  
社会保険庁の記録では、昭和27年8月から同年9月までの厚生年金保険の記録が欠落している。私は、18年4月にA社に入社し、58年3月に退職するまで継続して勤務していたため、申立期間について記録訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍期間証明書及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間に継続して同社に勤務し（昭和27年10月1日に同社B工場から同社C出張所に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川県厚生年金 事案 912

### 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成13年6月から14年9月までの期間は41万円、14年10月から15年8月までの期間は38万円、15年9月から16年8月までの期間は41万円、16年9月から17年8月までの期間は36万円、17年9月から18年8月までの期間は30万円、18年9月から同年11月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年6月から18年11月までの期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から18年12月17日まで  
社会保険庁の記録では、申立期間について、標準報酬月額が20万円から11万8,000円と推移しているが、当時の給与明細書等では、標準報酬月額が41万円から22万円に相当する等級の保険料が控除されているので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び市民税・県民税課税証明書の写しから、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認

められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、したがって、平成13年、14年、15年及び16年分の市民税・県民税課税証明書の写し及び17年1月から18年9月分の給与明細書において確認できる保険料控除額から、13年6月から14年9月までは41万円、14年10月から15年8月までは38万円、15年9月から16年8月までは41万円、16年9月から17年8月までは36万円、17年9月から18年8月までは30万円、18年9月から同年11月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、平成13年6月から18年11月までの申立期間の全期間にわたり一致していない上、事業主は給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けていないと認めていることから、事業主は、給与明細書等から推定できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 913

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和50年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和47年4月1日に厚生年金保険に加入し、50年3月25日に喪失、同年4月1日取得という記録になっているが、A社においてBからCに転勤しただけで継続して加入しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社発行の職員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社E支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川県厚生年金 事案 914

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年2月1日まで  
私のA社における給料の額は、平成4年10月ごろから約38万円だったにもかかわらず、標準報酬月額が17万円に改ざんされている。  
申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支給明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年2月1日以降の同年2月28日に、申立人の標準報酬月額が、5年1月1日にさかのぼって38万円から17万円へ12等級引き下げていることが確認できる上、申立人を含む少なくとも11名についても、さかのぼって標準報酬月額の減額処理がなされているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿及び同僚の証言から、申立人がA社の役員でないことが確認できることから、申立人が、当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である38万円に訂正することが必要であると認められる。

## 神奈川県厚生年金 事案 915

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年12月から8年9月までの期間は59万円、8年10月から15年3月までの期間は56万円、15年4月から18年8月までの期間は62万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成7年12月から18年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から18年9月1日まで

私は、年金記録照会回答票で確認したところ、会社が私の標準報酬月額を改ざんしていることが分かった。同僚と共に代表取締役に問いただしたところ、平成7年12月から20年9月までの標準報酬月額を改ざんしていることを認めた。話し合いの結果、会社は2年間さかのぼって記録を訂正し、その保険料を支払うことになった。私は取締役となっているが、電気関係の設計を担当しており、経理や社会保険事務については何も関与していない。申立期間について、59万円及び62万円相当分の厚生年金保険料を給与から控除されていたので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料支給明細書、源泉徴収票から、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われることから、事業主が源泉

控除していたと認められる保険料額か、申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、給与支給明細書及び源泉徴収票の保険料控除額から、平成7年12月から8年9月までの期間は59万円、8年10月から15年3月までの期間は56万円、15年4月から18年8月までの期間は62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年1月から同年9月までは32万円、7年10月から同年12月までは34万円、8年1月から10年3月までは44万円、10年4月から11年2月までは17万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和18年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成7年1月1日から11年3月31日まで

私がA社に役員として勤めていた平成7年1月1日から11年3月31日までの厚生年金保険の加入期間について、もっと高い標準報酬月額であるはずであるのに、全期間一律に9万2,000円に訂正して引き下げられている。当時私は訂正前の標準報酬月額に見合う報酬を得ていたため、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録から、申立期間に係る標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及訂正前の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

一方、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の標準報酬月額を当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成11年11月23日)の後の12年3月6日付けで、7年1月1日に<sup>そきゅう</sup>遡及して標準報酬月額を引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時A社の取締役であったと申し立てているが、標準報酬月額の引き下げ処理がなされたのは、申立人が同社を退職し

てから約1年が経過した後であることから、申立人が、当該標準報酬月額  
の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があ  
ったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が  
社会保険事務所に当初届け出た、平成7年1月から同年9月までは32万円、  
7年10月から同年12月までは34万円、8年1月から10年3月までは44  
万円、10年4月から11年2月までは17万円と訂正することが必要と認め  
られる。

## 神奈川県厚生年金 事案 917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和30年4月1日から63年2月29日に定年退職するまで、A社に勤務した。社会保険庁の記録では昭和36年3月16日付で本社からB支店に転勤した際の1か月が空白期間となっている。本社から退職するまでの期間の在職証明書を発行してもらっており、申立期間も継続して勤務していたことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所提供の職員原簿及び申立人から提出のあった辞令の写しから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年3月16日に同社本店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から47年8月まで

私は、昭和41年11月に会社を退職した際に、人事課員から退職後は国民年金に加入した方が良いと言われ、将来のことを考えて加入手続きを行い、保険料を未納がないように納付していたのに、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年11月に会社を退職し厚生年金保険を脱退した際に、国民年金に任意加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年7月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳でも資格取得時期が同年9月とされていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料が納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金保険料については、納付書により納付していたと主張しているが、申立期間のほとんどの期間は印紙による納付方法であったことが確認でき、申立内容とは一致しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年10月まで

私は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、職場の上司に、毎月、国民年金保険料を現金で納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、職場の上司に申立期間の国民年金保険料を現金で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年12月に払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間中、職場の上司に毎月国民年金保険料を納付していたとしているが、その金額は実際の保険料月額と大きく乖離かいりしているとともに、申立期間当時の申立人が勤務していた職場関係者は、当該納付金には国民年金保険料は含まれていなかった旨証言している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 44 年 3 月まで

平成 19 年 9 月に兄が亡くなり、その通夜の席で兄嫁から、私の国民年金保険料を兄の分と併せ父親が一括納付をしていたと聞いていたが、年金請求手続時に記録がないことがわかった。国民年金の加入手続は父親が行った。父親が兄の保険料のみを一括納付をし、私の保険料を納付しなかったとは思えないので申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立人の父親が申立人の兄の国民年金保険料を一括して納付しているのに申立人の保険料を納付しないはずはないと主張しているが、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親も既に亡くなっていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 5 月に払い出されており、この時点において 44 年 4 月から 45 年 3 月までの過年度の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の夫は、市役所で確定申告を行った際に窓口の担当者から、「今働いている店は、厚生年金保険に加入していないから、国民年金に加入して下さい。」と国民年金の加入について勧められた。しばらくして、私は、昭和 38 年 4 月に市役所の職員が自宅に来たので、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、私は、申立期間について、3 か月ごとに集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 4 月に自宅に来た市役所の職員に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で 40 年 12 月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、集金人に国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人が申立期間当時から居住していた市では、集金人に保険料を納付するには国民年金手帳に検認印を押す方法によるほかないが、申立人が初めて貰ったとする国民年金手帳は申立期間後の昭和 40 年 12 月に発行されている。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その夫も、申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から61年3月までの期間、同年9月から62年7月までの期間、63年11月から平成元年1月までの期間、2年2月から同年3月までの期間、3年3月から同年12月までの期間及び4年6月から5年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月から61年3月まで  
② 昭和61年9月から62年7月まで  
③ 昭和63年11月から平成元年1月まで  
④ 平成2年2月から同年3月まで  
⑤ 平成3年3月から同年12月まで  
⑥ 平成4年6月から5年8月まで

私の夫は、私の厚生年金保険の加入月数が少ないことを心配して、昭和59年ごろに区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していた。また、私は、第3号被保険者になった後でも、夫が、厚生年金保険の資格を喪失した時期に種別変更手続を行い、区役所で申立期間②から⑥までの保険料を納付していた。私は、申立期間①から⑥までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の夫が、昭和59年ごろに区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、夫が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は61年4月に払い出されているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立内容と合致しない上、申立期間①は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は6回に及び、これだけの回数事務処理を行政側が誤る

ことも考えにくい上、申立期間以外にも国民年金の未加入期間が散見される。

さらに、申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①から⑥までの保険料を納付していたとする申立人の夫も既に他界しており、ほかに申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって3回ぐらいに分けて、納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって3回ぐらいに分けて納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期及び期間についての記憶がなく、申立期間の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年1月に払い出されていることから、申立期間は特例納付によるほかないが、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、同年4月及び同年6月の2回に分けて、申立期間直後の41年1月から44年12月までの保険料が特例納付により納付済みとされており、記録上、申立人の保険料納付の始期とされている41年1月は、この時点を開始点として、以降60歳まで保険料を納付したとすると、その月数が申立人の年金受給資格に必要な加入月数である300か月ちょうどになることから、申立人は、同年1月以降の保険料について特例納付したものと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻も申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 9 月まで

私は、新聞で国民年金制度が開始されることを知り、昭和 36 年 4 月ごろに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、3 か月ごとに役所の窓口や銀行などで国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 49 年 2 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、3 か月ごとに役所の窓口及び銀行などで国民年金保険料を納付していたと述べているが、国民年金の被保険者の資格取得時期が昭和 48 年 10 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、150 か月に及び、かつ、申立期間は二つの市にまたがっており、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政が誤ることも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 5 月に結婚した後、母親から勧められ、すぐに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入当初は、同市役所で夫婦二人分の保険料を納付し、その後、集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 5 月ごろに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、加入当初は同市役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で 40 年 3 月ごろに払い出されているとともに、申立人は、住民票により 39 年 2 月以前は国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申立人が主張する市とは別の市に居住していたことが確認できることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の夫も申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 2 月に上京し、個人宅にお手伝いとして住み込みで働き始めた際に、その主人に国民年金の加入を勧められて市役所で加入手続をし、その時から保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者の資格取得日が昭和 38 年 3 月 1 日になっていることから、その時点で国民年金の加入手続を行い、その時から市役所で保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた地域の市役所で 40 年 10 月に払い出されていること、及び申立人の国民年金手帳も同月に発行されていることが確認できることから、申立人が主張する加入手続を行った時期に相違がみられる。

また、申立人が実際に加入手続を行った昭和 40 年 10 月時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によることとなり、申立期間直後の昭和 39 年度分の保険料は、さかのぼって納付されていたことが確認できることから、申立内容に相違がみられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、本事案に関する調査の過程において、申立人に係る厚生年金保険の

未統合記録（昭和 36 年 3 月から 38 年 1 月までの期間）を発見したことから、  
管轄社会保険事務所に連絡した結果、納付記録が訂正された。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 60 年 8 月 16 日まで

私は、厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。しかし、私は、前会社を退職し空白期間無く A 社に昭和 56 年 4 月 1 日から 60 年 8 月 16 日まで勤務し、継続して保険料を払い続けていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人が当時、A社の取締役であったことが確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が、昭和56年5月25日から61年1月29日までは、事業主の被扶養者であったことが確認できることから、申立人が当該期間に厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

また、A社は、昭和61年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とも連絡がつかないことから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 14 日から 43 年 5 月 21 日まで  
平成 16 年ごろ (63 歳のとき)、A 社に勤務していた期間について社会保険事務所で調べてもらったところ、脱退手当金を支給済みとの回答があった。しかし、昭和 43 年 5 月に同社を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 43 年 5 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 60 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、33 名については、資格喪失後の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、同社は申立期間当時に代理請求の手続きを行っていたとしており、脱退手当金を受給した同僚も同社の社会保険の担当者から脱退手当金の受給を勧められたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 7 月 16 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月まで船員保険に加入していないことになっているが、当該期間は、遠洋マグロ漁の船員として働いていたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立期間に申立人が船舶Aに乗船していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立人が乗船していた船舶が適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が共に乗船していたと主張する複数の同僚も、申立期間に船員保険の被保険者記録は無い。

さらに、同僚の証言からも給与から船員保険料が控除されていた事実は確認できず、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月末から 34 年 2 月 1 日まで

私は、A社に、中学校卒業直前の昭和 33 年 3 月末ごろから勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、資格取得日が 34 年 2 月 1 日となっているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同時期入社と同僚として挙げたB氏は、「申立人は、自分と同様に中学校を卒業後の昭和 33 年 4 月に入社したと思う」と証言していることから、少なくとも申立人が同年 4 月以降は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B氏の資格取得日も申立人と同じ昭和 34 年 2 月 1 日であることが社会保険事務所の記録から確認できる。

また、申立人が入社した翌年に中学校を卒業してA社に入社した複数の者も、入社後一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者となっていることから、A社の事業主は新規採用者について、入社日から一定期間をおいて資格取得の届出を行ったと推測することができる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

加えて、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できるその他の関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月21日から39年3月1日まで  
私は、昭和33年5月1日にA社に入社し、退職する42年12月31日まで継続して勤務している。しかし、社会保険庁の記録によれば37年3月21日から39年3月1日まで厚生年金保険の加入期間になっておらず、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が名前を記憶している事業主、上司及び同僚によると申立人の勤務状況について記憶が曖昧であり、継続勤務していた事実を確認することはできなかった。

また、申立期間に同様に厚生年金保険未加入期間のある同僚によると、申立期間において「私と申立人は別々に、大工の仕事を受取り(請負)でやっていたと思う」と証言している上、申立人も「申立期間はA社からの請負をしていた」と証言している。

さらに、上記の同僚は「申立期間前の給与明細書はあるが、申立期間中の給与明細書は無い」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、社会保険庁の記録どおりの記載となっており、さかのぼった訂正等の不自然な記載も見受けられない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月30日から26年12月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、私がA社B工場に勤務していた期間のうち、昭和25年7月30日から26年12月までの期間について、厚生年金保険に未加入という回答があった。私は、19年4月にA社B工場に入社して、26年12月ごろまで勤務していたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の職場の先輩として名前を挙げた同僚に照会を行ったが、申立期間に係る証言を得ることができず、社会保険事務所が保管しているA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿から当時同工場に在籍していたことが確認できる者については、死亡又は連絡先不明のため照会をすることができない。

また、A社及び同社B工場の事業を継承したC社に照会を行ったが、「当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、当時の状況は不明である」との回答であった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の記録は、昭和19年4月17日に資格取得し、25年7月30日に資格喪失していることが確認でき、同名簿において申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な記載は見当たらない。

加えて、申立人が、A社B工場で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月1日から33年2月1日まで

私は申立期間中、A社において映画館、学校、講堂等の連結椅子を作る仕事をしてきたが、社会保険庁の記録によると同社での厚生年金保険の記録が無い状態である。

当時の同僚は、A社での記録があり、年金を受給している。

私だけ、記録が無いのは納得ができないので、もう一度調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の証言から申立人がA社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を元に申立期間当時の同僚に聴取したところ、申立人と同様の契約形態で仕事をしてきたとする者の複数名の氏名が判明したが、その者の中には、A社において被保険者となっていない者も多く存在することから、A社においてはすべての者が厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、上記の被保険者名簿に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 5 日から 33 年 4 月 1 日まで

A高校に在学中、来校したB社のC専務による面接試験を受け入社が決まり、卒業と同時にDへ向かい、昭和 32 年 3 月 5 日に入社したことを覚えている。正社員として染色の仕事をしていたのに、33 年 4 月までの厚生年金保険の記録が無いことは納得がいかないため、調べて被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の出来事及び業務内容などを明確に記憶しており、同僚の証言からも、申立人が、申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人と同期入社と同僚2名の被保険者資格の取得日も、申立人と同日の昭和 33 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、証言を得られた、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している他の同僚8名のうち6名についても、入社時期よりも4か月から1年6か月程度後に資格取得がされており、B社が社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立人は、給与明細書等の資料を保管しておらず、事業主も賃金台帳等の資料を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に正社員として雇用されていた。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社に照会を行ったところ、「申立期間当時の社員の在籍名簿を保管し、健康保険の整理番号も管理しているが、同名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無い」旨の回答をしている上、当時在籍していた社員からも「申立人が在職していた記憶が無い」との証言があった。

また、申立人は、高校卒業後、C 職業訓練所（現在は、D 技術校）に 1 年間通った後、A 社に入社した旨を主張しているところ、D 技術校が保管していた申立人の在校生カードから、申立人は申立期間とほぼ一致する昭和 41 年 4 月 5 日から 42 年 3 月 25 日までの期間に同訓練所に在籍していたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日には E 社に入社し、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが社会保険事務所の記録から確認できるところ、同社で管理している申立人の履歴によると、申立人は、高等学校卒業後、約 1 年間職業訓練所に通所し、E 社に入社と記録されており、申立てに係る事業所に勤務していた旨の履歴は記録されていない。

加えて、社会保険事務所の保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の名前は無く、健康保険の整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 20 日から 34 年 1 月 20 日まで  
社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に被保険者記録がある同僚の氏名を記憶していること、及び申立期間に同社で被保険者記録のある者が、申立人が同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚から聴取したところ、その者の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、その記憶する入社日から2年経過した後である上、申立人の記憶する同期入社同僚も入社後、2年半以上経過した後に被保険者資格を取得している。

また、申立人が氏名を記憶する同僚7名のうち3名については、A社における被保険者記録が無いことから、同社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係るすべての厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は給料明細書等の資料を所持していない上、当時の事業主の所在が不明なため、申立に係る事実を聴取することもできず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはで

きない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から36年3月17日まで  
社会保険庁の記録によると、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、A販売所を立ち上げ、所長として厚生年金保険に加入する届け出をし、保険料を納付していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A販売所は昭和34年3月1日に任意適用事業所として新規適用となっている。

しかし、申立人は、自身がA販売所の個人事業主であった旨の供述をしている上、当時の従業員も、申立人が個人事業主であったと証言をしていることから、申立人の立場は「個人経営の事業主」であることが認められるが、「個人経営の事業主」は、厚生年金保険法第9条に規定する「法人に使用される者」に該当しないため、社会保険への加入は制度上認められていない。また、申立人は、申立期間中において国民年金の準備期間である昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、A販売所を引き継ぎB社として法人化した昭和36年3月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得すると同時に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで  
私は、昭和 42 年 5 月に入社し、45 年 9 月末に退職するまで継続して勤務している。

しかし、社会保険庁の記録によれば、昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで厚生年金保険の加入期間になっておらず、その期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書から、申立人が申立期間に同社に在職していたことは認められる。

しかし、A社が保管している申立人に係る被保険者資格取得確認通知書及び被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和 42 年 5 月 1 日に資格取得、43 年 9 月 1 日に資格喪失し、その後 45 年 4 月 1 日に再び資格取得したことが確認でき、これは社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と合致している。

また、申立人の雇用保険の加入記録をみても、厚生年金保険の加入記録とほぼ合致しており、申立期間について雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 11 月 28 日まで  
平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 11 月 28 日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が 9 万 8,000 円に訂正されている。しかし、私は社会保険事務所から保険料の未納について書類に印鑑を押せば、未納が無くなると言われ手続きをしたもので、標準報酬月額が低くなるとは聞かされてはいない。保険料も確かに滞納はしていたが申立期間当時、少しずつ納付をしていたので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立期間に係る標準報酬月額は、平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 11 月 28 日までの期間について 98 万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 15 年 11 月 28 日）の後の同年 12 月 1 日付けで、平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 11 月 28 日までの期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円に遡及<sup>そくきゅう</sup>して引き下げている。

また、A 社の代表取締役であった申立人は、「申立期間当時保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と協議したが、標準報酬月額が低くなるとは聞かされてはいない」と主張している。

しかし、社会保険事務所の記録に申立人との数回に及ぶ協議内容が確認できる上、申立人は、「自ら書類に押印した」と述べていることから、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額について同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの

標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。